

令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務 募集要項

1. 適用範囲

本要項は、令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務を委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するにあたり、その募集手続き等必要な事項を定めるものとする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名

令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務

(2) 目的

「飛鳥・藤原の宮都」の世界遺産登録を見据え、これまで来訪の少なかった外国人観光客をターゲットとし、周遊型旅行商品の企画造成、OTA等を活用した広報、販売を行うことにより、「飛鳥・藤原」の理解促進、魅力発信を図り、「飛鳥・藤原」の構成資産候補が所在するエリアへの来訪・周遊を促す。

(3) 委託内容

本業務の概要は次のとおりである。

- ① 計画・準備
- ② 企画
- ③ 周遊型旅行商品の企画、造成
- ④ OTA (Online Travel Agent) を活用した周知広報
- ⑤ インフルエンサーの招聘による周知広報
- ⑥ 販売
- ⑦ 問い合わせ対応
- ⑧ 効果検証
- ⑨ ①～⑧の業務に共通する事項は次のとおりである。

ア 打合せ

イ 業務の取りまとめ、事業実施報告書の作成

※詳細は別紙 令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務委託仕様書（以下「仕様書」）に記載。

(4) 企画提案書等作成に係る経費

企画提案書等の作成及び提出に要した経費は提出者の負担とする。

(5) 委託料上限額

金15,000千円（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）

(6) 履行期間

契約締結日から令和8年3月13日まで

3. 参加資格

この提案に参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (3) 奈良県物品購入等競争入札参加資格者名簿の営業種目 Q 5 ①「役務の提供（広告・イベント業務）」及び Q 7 ④「役務の提供（旅行業）」に登録されている者であること。ただし、企画提案書等提出時点において登録申請中であれば可とする。
- (4) 公告の日から本件業務の提案書等の提出の日までの間のいずれかの日においても、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でないこと。
- (5) 公告の日から本件業務の選定審査会の日までの間のいずれかの日においても、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、または破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (7) 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 2 年を経過しない者がいる法人等（法人格のない団体にあつては代表者が上記要件に該当する団体）でないこと。
- (8) 役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含む。））、支配人及び支店又は営業所（常時物品購入等契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあつてはその者（支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (9) 暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (10) 役員等が、その属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (11) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していないこと。
- (12) (10) 及び (11) に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (13) 旅行業法第 3 条に規定する登録を受けている旅行業者であること。
- (14) 国又は地方公共団体が発注した同種業務を過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）に受託し、同期間内に履行を完了した実績を有する者であること。

※同種業務

- ・過去 5 年間（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）における外国人観光客をターゲットとした旅行商品の造成・販売業務及びオンラインによる周知広報業務

4. 日程

令和 7 年 6 月 6 日（金）	公告
令和 7 年 6 月 12 日（木）	質問票締切
令和 7 年 6 月 20 日（金）	企画提案参加表明書提出締切
令和 7 年 6 月 27 日（金）	企画提案書等提出締切
令和 7 年 7 月 4 日（金）	選定審査会開催（プレゼンテーション実施）
令和 7 年 7 月 7 日（月）	委託事業者決定（予定）

5. 手続き等

(1) 担当部局

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

奈良県地域創造部 世界遺産室 魅力発信係

TEL : 0742-27-8973

電子メールアドレス : sekaiisan@office.pref.nara.lg.jp

(2) 質問の受付

質問の受付及び回答は次のとおりとする。

○受付期間 令和7年6月12日(木) 17時00分まで

○受付方法 電子メールに限る。

質問票(様式1)に質問事項を記載のうえ送信。

※送信後、必ず電話にて送信した旨を連絡すること。

※電話・来訪など口頭による質問は受け付けない。

○質問先 担当部局に同じ

○回答方法 インターネットホームページ「奈良県世界遺産室ホームページ」に掲載する。(掲載予定日 令和7年6月18日(水))

(3) 企画提案参加表明書(様式2)及び同種業務受注実績(様式3)の提出

本プロポーザルに参加を希望する場合には、必ず参加表明書及び同種業務受注実績を締切までに1部提出すること。

○提出期限 令和7年6月20日(金) 17時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 電子メールにて送付後、必ず電話にて送付した旨を連絡

(4) 企画提案書等の提出

○提出期限 令和7年6月27日(金) 17時00分まで

○提出先 担当部局に同じ

○提出方法 持参または郵送(郵送は配達したことが証明されるものに限る)

○提出書類 次のア～オのとおり

提出書類	形式	提出部数	様式
ア 企画提案書表紙	A4	原本1部	様式4
イ 事業者概要書	A4	原本1部、コピー7部	様式5
ウ 委託業務実施体制	A4	原本1部、コピー7部	様式6
エ 企画提案書	A4又はA3	原本1部、コピー7部	任意
オ 本業務の受託見積書	A4	原本1部、コピー7部	任意
エ 企画提案書 次の事項について提案し記載すること。(6(1)「企画提案書等の評価」を参考とすること。) a 業務実施方針 ・企画のポイントを記載すること。 b 業務実施スケジュール			

- ・具体的な業務完了までのスケジュール及び業務内容を記載すること。
- c 周遊型旅行商品の企画、造成内容
 - ・本事業の目的を踏まえ、商品のターゲット層を提案すること。
 - ・ターゲット層に対して訴求力の高い商品を提案すること。
 - ・周遊型旅行商品に組み込む文化観光施設や二次交通手段、体験コンテンツ等を取り扱う各事業者の本業務への理解を促進する効果的な取組を提案すること。
- d 周知広報・販売方法
 - ・ターゲット層に対して訴求力の高い周知広報・販売方法を提案すること。
 - ・商品予約につながる事が期待できる特集ページのデザインイメージを提案すること。
- e インフルエンサーの招聘内容
 - ・ターゲット層に対して訴求力の高いインフルエンサーの招聘を提案すること。
 - ・訪問先施設や他の訪問者への配慮に関する対策について記載すること。

※提案書は本事業の目的を理解した上で記載すること。

オ 本業務の受託見積書

宛先は「奈良県知事 山下 真」とし、一式計上ではなく、第三者により客観的な判断が可能な積み上げ方式とすること。（各項目の時間、単価が判断できる内容とする。）

○企画提案書等作成上の留意事項

- (ア) 文字サイズは10.5ポイント以上とすること。
- (イ) 用紙は日本産業規格A4片面印刷とすること。なお、A3サイズを使用する場合には折り込むこと。
- (ウ) 原本以外については、提案者を特定することができる内容の記述（具体的な社名やロゴマーク等）を記載してはならない。
- (エ) 企画提案書が本募集要項及び添付様式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

○その他

1 事業者につき1提案とし、提出期限後における内容の変更は認めない。

(5) 辞退届の提出

企画提案参加表明書を提出した後、企画提案書を提出しない場合は、担当部局へ電話連絡のうえ、令和7年6月30日（月）17時までに辞退届（任意様式）を持参または郵送により提出すること。

6. 受託事業者の選定

(1) 企画提案書等の評価

①企画提案書等の評価は、令和7年度「飛鳥・藤原」周遊企画商品造成業務委託事業者選定審査会により、次の評価項目等について採点を行うものとし、各委員の採点結果を合計した点数を提案者の得点とし、最も高い得点を獲得した者で、かつ、選定審査会の合議により認められた者を最優秀提案者として選定する。

但し、各評価項目において各委員の評価の合計点が6割に満たない場合は選定しない。提案者が2者に満たない場合は、募集内容又は発注方法を見直し、再度前条に規定する事項について

提示するものとする。ただし、やむを得ないと判断されるとき、かつ、当該事業者が参加資格要件を満たしていれば審査を継続することとする。

- 1) 本委託業務の目的・条件・内容をよく理解した提案であるか。(10点)
 - 2) 周遊型旅行商品の企画、造成の内容が、業務目的に資する効果的な提案となっているか。(30点)
 - 3) 周知広報・販売の方法が、業務目的に資する効果的な提案となっているか。(25点)
 - 4) インフルエンサーの招聘内容が、業務目的に資する効果的な提案となっているか。(10点)
 - 5-1) 外国人観光客への広報・発信業務の経験が豊富など、実務実施体制が充実しているか(5点)
 - 5-2) 業務内容に応じた合理的なスケジュールとなっているか。(5点)
 - 5-3) 業務を円滑に実施するための実績を有しているか。(5点)
 - 6) 提案内容に応じて妥当な見積もりの積算であり、コスト削減が考慮されているか。(10点)
- ② 提出のあった提案書等について、プレゼンテーション及び質疑応答を行う。なお、応募者多数の場合は、プレゼンテーション及び質疑応答に先立ち書類選考を行う場合がある。
- ③ 選定結果は、企画提案書を提出した事業者のみに対して書面で通知する。
- ④ プレゼンテーション及び質疑応答を実施する場合は、令和7年7月4日(金)に行う予定。時間等詳細は、後日提案者に対して通知する。

(2) 事業者との契約

- ① 上記6.(1)により最優秀提案者として選定された事業者が受託事業者の候補者となり、契約締結の協議を行うことになるが、以下の場合には、その事業者との契約を行わず、次点の事業者と協議を行う場合がある。
- ア) 協議の結果契約締結の合意に達しなかった場合
- イ) 最優秀提案が取消しとなった場合
- ウ) 企画提案書提出時点で申請中としていた奈良県競争入札参加資格者名簿への登録が完了しなかった場合
- ② 企画提案書、参加申込書その他に虚偽の記載をした場合は、当該業務の企画提案書等を無効とし、契約締結後には、契約を解除することがある。
- ③ 契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じる。
- ア) 役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- イ) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ウ) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- カ) 本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」とい

う。)に当たって、その相手方が上記アからオのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ) 本契約に係る下請契約等に当たって、上記アからオのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記カに該当する場合を除く。)において、奈良県が奈良県との契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク) 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(3) その他

- ① 当企画提案書でなされた有効な提案については、必ず実施すること。
- ② 採択された提案は、県との協議等により、修正・変更を行う場合がある。

7. 契約保証金

契約の相手方は、契約保証金として契約金額の100分の10に相当する額以上の金額を納付しなければならない。

なお、奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

8. その他

- (1) 提出された書類は返却しない。また提出した企画提案書を県に無断で他に使用することはできない。
- (2) 提出された提案書等は、審査作業に必要な範囲において複製を行う場合がある。
- (3) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う場合があること、および県民等から情報公開の請求に応じて提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (4) 選定結果に対しての異議申し立ては受け付けない。
- (5) 募集及び契約については、県の都合により中止することがある。この場合損害賠償は行わない。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、県の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めた時は、速やかに報告すること。